平成27年３月31日
（火曜日）

北海道教育委員会公報

第6139号

目　　次

教育委員会規則
○北海道教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する教育委員会規則……７
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則……７
○学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……９
○産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則……10
○北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則……10
教育委員会訓令
○北海道教育委員会訓令等の令達に関する教育委員会訓令の一部を改正する教育委員会訓令……10
教育長訓令
○北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令……11
○居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令……11
○教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令……13
告示
○平成27年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考の実施について……13
○平成28年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日について……15
○平成28年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について……15
○市町村立高等学校の位置変更について……15
○市町村立幼稚園の廃止について……15
○市町村立の小学校及び中学校の廃止について……16
○市町村立の小学校及び中学校の設置について……16
○市町村立小学校の位置変更について……17
○市町村立の小学校及び中学校の名称変更について……17
○市町村立の小学校分校及び中学校分校の廃止について……17
○市町村立の小学校分校及び中学校分校の設置について……17
○公印の廃止について……18
○公印の改刻について……18
○道指定有形文化財の指定について……18

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する教育委員会規則
（教育委員会規則第１号）

１　趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新「教育長」の勤務時間その他の勤務条件について規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

北海道教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件について、一般職の例によることとした。

３　施行期日

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行することとした。

ただし、改正前の地教行法により任命された教育長（以下「旧教育長」という。）が同日を超えて在職する場合には、旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日の翌日から施行することとした。

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第２号）

１　趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係教育委員会規則の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる教育委員会規則の規定を整備することとした。

(1) 北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則（昭和25年北海道教育委員会規則第20号）
(2) 北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）
(3) 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）
(4) 社会教育主事派遣規則（昭和49年北海道教育委員会規則第13号）
(5) 北海道教育委員会会議規則（昭和50年北海道教育委員会規則第５号）
(6) 北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）
(7) 北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第６号）
(8) 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第２号）
(9) 北海道教育委員会傍聴規則（平成２年北海道教育委員会規則第13号）
(10) 北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第13号）
(11) 北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第20号）

３　施行期日

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行することとした。

ただし、改正前の地教行法により任命された教育長（以下「旧教育長」という。）が同日を超えて在職する場合には、旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日の翌日から施行することとした。

◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第３号）

１　趣旨

学校教育法の一部が改正され、地方自治法第252条の19第１項の指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止、設置者の変更その他政令に定める事項については、都道府県教育委員会の認可を不要とし、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出るものとされたことから、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

指定都市が高等学校等の設置等を行う場合は、次に示す日前までに、届出書に関係書類を添えて道教委へ届出を行うこととした。

(1) 設置する場合は、設置しようとする日前４月まで（第１条関係）。
(2) 分校を設置する場合は、設置しようとする日前４月まで（第３条関係）。
(3) 課程及び学科を設置する場合は、設置しようとする日前４月まで（第５条関係）。
(4) 設置者を変更する場合は、新たに設置者となり、又は設置者たることをやめようとする日前４月まで（第９条関係）。
(5) 学校、課程、学科及び分校を廃止する場合は、廃止しようとする日前１月まで（第10条関係）。
(6) (1)から(5)に係る様式を改める（第13号様式、第17号様式、第18号様式、第21号様式、第22号様式）。

３　施行期日

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行することとした。

◆産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第４号）

１　趣旨

北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、平成27年４月１日から新たに道立学校に配置される主幹教諭が産業教育手当の支給対象となることから、産業教育手当支給規則に係る規定の整備を行うこととするため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容

産業教育手当の支給範囲に主幹教諭を加えることとした（第３条関係）。

３　施行期日
この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行することとした。

◆北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第５号）

１　趣旨
学校図書館との連携並びに来館者の利便性の向上及び利用拡大を図ることを目的として、貸出対象機関を拡大するほか、貸出点数及び貸出期間を定める規定の整備その他所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

２　内容
(1) 図書館間貸出しにおける貸出対象機関に、高等専門学校に附属する図書館又は研究施設及び学校図書館を加えるほか、所要の改正を行うこととした（第16条関係）。
(2) 直接貸出しに係る貸出点数及び貸出期間を館長が定めるよう改正を行うこととした（第23条関係）。

３　施行期日
この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会規則第１号

北海道教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する教育委員会規則

北海道教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職職員の例による。

附　則

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会規則第２号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

（北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則の一部改正）

第１条　北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則（昭和25年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第14条第２項」を「第15条第２項」に改める。

第２条第２項及び第５条第１項中「委員長」を「教育長」に改める。

（北海道立教育研究所管理規則の一部改正）

第２条　北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表備考中「第19条第４項」を「第18条第４項」に改める。

（北海道教育庁組織規則の一部改正）

第３条　北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第３号中「任免その他の人事（」を「人事（任免及び」に改め、同項第７号中「、委員長」を削る。

（社会教育主事派遣規則の一部改正）

第４条　社会教育主事派遣規則（昭和49年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のよう

に改正する。
第２条中「第23条」を「第21条」に改める。
（北海道教育委員会会議規則の一部改正）
第５条　北海道教育委員会会議規則（昭和50年北海道教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。
第１条中「第15条」を「第16条」に改める。
第２条及び第３条を削る。
第４条の見出し中「委員長職務代理者」を「教育長職務代行者」に改め、同条中「法第12条第４項の教育委員会の指定する」を「法第13条第２項の教育長の指名する」に改め、同条を第２条とする。
第５条中第４項を第５項とし、同条第３項中「委員長」を「教育長」に改め、同項を第４項とし、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加え、同条を第３条とする。
２　教育長は、委員２人以上から書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。
第６条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第４条とする。
第７条を第５条とする。
第７条の２第１項中「、委員」を「、教育長又は委員」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同項第１号及び第４号中「教育長並びに」を削り、同条第２項中「委員」を「教育長又は委員」に改め、同条を第６条とする。
第８条中「委員長」を「教育長」に、「作成しなければならない」を「作成し、非公開事件を除き公表しなければならない」に改め、同条を第７条とする。
第９条を第８条とする。
第10条中「委員長及び」を削り、同条を第９条とする。
第11条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とする。
（北海道教育委員会公印規則の一部改正）
第６条　北海道教育委員会公印規則（昭和61年北海道教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。
別表中北海道教育委員会委員長の印の項及び北海道教育委員会委員長職務代理者の印の項を削る。
（北海道立特別支援教育センター管理規則の一部改正）
第７条　北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項の表備考中「第19条第４項」を「第18条第４項」に改める。
（北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正）
第８条　北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。
第２条中「第26条第２項各号」を「第25条第２項各号」に改め、同条第31号中「法第27条の２」を「法第27条の４及び法第27条の５」に改め、同条に次の２項を加える。
２　教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、教育長又は委員が重要と認めるものについて、適切な時期に、その管理及び執行の状況を教育委員会に報告する。
３　前項の規定による報告は、教育委員会の会議によらず、委員への書面配布をもって代えることができる。
第３条第１項及び同項第１号中「第26条第２項各号」を「第25条第２項各号」に改め、同項第３号中「第27条」を「第26条」に改め、同項第６号中アを削り、イからオまでをアからエまでとし、同項第８号中「教育長、」を削る。
（北海道教育委員会傍聴規則の一部改正）
第９条　北海道教育委員会傍聴規則（平成２年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
第２条第４項、第３条第３号、第４条第２項及び第３項、第５条、第６条（見出しを含む。）、第７条、別記第１号様式並びに別記第２号様式中「委員長」を「教育長」に改める。
（北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則の一部改正）
第10条　北海道教育委員会の所掌事務に係る公文書の管理に関する教育委員会規則（平成10年北海道教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
第５条第１号イ中「第14条第１項」を「第15条第１項」に改める。

（北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則の一部改正）

第11条　北海道教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第27条」を「第26条」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、第４条の規定を除き、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会規則第３号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第１条中「認可の申請」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の設置する高等学校及び中等教育学校（以下「指定都市の設置する高等学校等」という。）については届出）」を、「学校設置認可申請書（別記第１号様式」の次に「。指定都市の設置する高等学校等については、学校設置届出書（別記第13号様式）」を加える。

第３条中「認可の申請」の次に「（指定都市の設置する高等学校等については届出）」を、「分校設置認可申請書（別記第５号様式」の次に「。指定都市の設置する高等学校等については、分校設置届出書（別記第18号様式）」を加える。

第５条中「認可の申請」の次に「（指定都市の設置する高等学校等については届出）」を、「学校課程等設置認可申請書（別記第７号様式」の次に「。指定都市の設置する高等学校等については、学校課程等設置届出書（別記第17号様式）」を加える。

第９条中「認可の申請」の次に「（指定都市の設置する高等学校等については届出）」を、「学校設置者変更認可申請書（別記第11号様式」の次に「。指定都市の設置する高等学校等については、学校設置者変更届出書（別記第21号様式）」を加える。

第10条中「認可の申請」の次に「（指定都市の設置する高等学校等については届出）」を、「学校等廃止認可申請書（別記第12号様式」の次に「。指定都市の設置する高等学校等については、学校等廃止届出書（別記第22号様式）」を加える。

第15条中「学校専攻科等設置届出書」を「学校課程等設置届出書」に改める。

別記第13号様式中「（第11条関係）」を「（第１条、第11条関係）」に、「学校教育法第４条の２」を「学校教育法（第４条第４項）（第４条の２）」に改める。

別記第17号様式中「（第15条関係）」を「（第５条、第15条関係）」に、「学校専攻科等設置届出書」を「学校課程等設置届出書」に、「（専攻科）（別科）」を「（課程）（学科）（専攻科）（別科）」に、「学校教育法施行令第26条第２項」を「（学校教育法第４条第４項）（学校教育法施行令（第23条第１項第２号）（第26条第２項））」に改める。

別記第18号様式中「（第16条関係）」を「第３条、第16条関係）」に、「学校教育法施行令（第23条第２項）（第25条第４号）」を「学校教育法施行令（第23条第１項第９号）（第23条第２項）（第25条第４号）」に改める。

別記第21号様式中「（第19条関係）」を「（第９条、第19条関係）」に、「学校教育法第４条の２」を「学校教育法（第４条第４項）（第４条の２）」に改める。

別記第22号様式中「（第20条関係）」を「（第10条、第20条関係）」に、「学校廃止届出書」を「学校等廃止届出書」に、「（専攻科）（別科）」を「（課程）（学科）（専攻科）（別科）」に、「（学校教育法第４条の２）（学校教育法施行令（第23条第２項）」を「（学校教育法（第４条第４項）（第４条の２））（学校教育法施行令（第23条第１項（第２号）（第９号））（第23条第２項）」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行する。

産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会規則第４号

産業教育手当支給規則の一部を改正する教育委員会規則

産業教育手当支給規則（昭和35年北海道教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第３条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

附　則

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行する。

北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会規則第５号

北海道立図書館利用規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立図書館利用規則（昭和53年北海道教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第16条第２号中「及び短期大学」を「、短期大学又は高等専門学校」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、同条第３号中「及び」を「又は」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

(3) 学校図書館

第23条中「は、１人１回につき５点以内とし、その貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた者に対しては、この限りでない。」を「及び貸出期間は、館長が定める。」に改める。

附　則

この教育委員会規則は、平成27年４月１日から施行する。

教育委員会訓令

北海道教育委員会訓令第１号

庁中一般
所管機関

北海道教育委員会訓令等の令達に関する教育委員会訓令の一部を改正する教育委員会訓令を次のように定める。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会訓令等の令達に関する教育委員会訓令の一部を改正する教育委員会訓令

北海道教育委員会訓令等の令達に関する教育委員会訓令（昭和48年北海道教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「委員長」を「教育長」に改める。

第３条中「この場合において、前条第２項中「委員長名」とあるのは「教育長名」と読み替えるものとする。」を削る。

附　則

この教育委員会訓令は、平成27年４月１日から施行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定により同項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）がその教育委員会の委員としての任期中に限りなお従前の例により在職する場合には、当該旧教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日から施行する。

教育長訓令

北海道教育委員会教育長訓令第５号

庁中一般
所管機関

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成27年３月31日

北海道教育委員会教育長　立川　宏

北海道教育庁等専決代決規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表第２総務政策局の部教職員課の項課長の欄第３号中「及び教頭」を「、教頭及び主幹教諭」に改める。

附　則

この教育長訓令は、平成27年４月１日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第６号

庁中一般
所管機関

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成27年３月31日

北海道教育委員会教育長　立川　宏

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令

居住施設管理規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１項第２号の表（(注）以外の部分に限る。）を次のように改める。

地域区分	１台当たりの額	
	整備駐車場	整備駐車場以外の駐車場
札幌市	5,800円	2,900円
函館市（浜町、女那川町及び川汲町の区域を除く。）、江別市及び千歳市の区域	4,000円	2,000円
小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市（阿寒町仲町、阿寒町阿寒湖温泉、音別町川東及び音別町海光の区域を除く。）、帯広市、北見市（常呂町字常呂、留辺蘂町温根湯温泉、留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭公園及び留辺蘂町旭三区の区域を除く。）、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、士別市（朝日町の区域を除く。）、名寄市、根室市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北斗市、江差町、倶知安町、岩内町、美幌町、浦河町、新ひだか町、音更町、釧路町及び中標津町の区域	3,100円	1,550円
上記以外の道内の市町村の区域	2,750円	1,350円

別表第２項の表（(注）以外の部分に限る。）を次のように改める。

種別	規格		１平方メートル当たりの基準公宅料の額					
		基準面積	甲地		乙地		丙地	
			木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造
公宅	A	57平方メートル未満	467円	585円	406円	524円	370円	489円
	B	57平方メートル以上72平方メートル未満	478円	598円	416円	536円	380円	500円
	C	72平方メートル以上87平方メートル未満	480円	605円	418円	542円	381円	505円
	D	87平方メートル以上107平方メートル未満	498円	625円	433円	561円	396円	523円
	E	107平方メートル以上	504円	634円	440円	568円	402円	531円
物置			184円	216円	126円	158円	96円	128円

別表第３項の表を次のように改める。

構造	年数	金額					
		公宅					物置
		A	B	C	D	E	
木造	15年	149円	154円	155円	161円	163円	65円
	20年	166円	171円	172円	178円	180円	72円
	25年	190円	195円	196円	203円	206円	83円
ブロック造	15年	160円	163円	164円	171円	173円	68円
	20年	188円	191円	193円	201円	203円	80円
	25年	209円	212円	215円	223円	225円	90円
	30年	224円	228円	231円	239円	242円	95円
	35年	234円	239円	242円	250円	254円	100円
	40年	266円	272円	275円	284円	289円	115円
鉄筋コンクリート造	15年	139円	142円	143円	149円	150円	61円
	20年	167円	170円	171円	178円	180円	72円
	25年	189円	192円	194円	201円	204円	82円
	30年	206円	209円	212円	219円	223円	88円
	35年	219円	223円	226円	234円	238円	93円
	40年	229円	233円	236円	244円	248円	98円
	45年	237円	242円	245円	254円	258円	103円
	50年	266円	272円	275円	284円	289円	115円

別表第８項を別表第10項とし、別表第７項の次に次の２項を加える。

８　単身赴任者（北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第11条の２、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第10条の２の５（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第２条第２項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第13条の２の規定により単身赴任手当を支給される職員及び教育長が別に定める者をいう。）及び30歳以下の職員（30歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある職員をいう。）に貸与する公宅に係る基準公宅料の額については、別表第２項から第６項までの規定にかかわらず、居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令（平成27年北海道教育委員会教育長訓令第６号）による改正前のこの教育長訓令（次項において「平成27年改正前の教育長訓令」という。）別表第２項から第６項までの規定による額とする。

９　別表第２項の表に規定する乙地（旭川市を除く。）及び同表に規定する丙地の公宅における公宅料（駐車場貸付料を除く。）は、別表第１項第１号及び第２項から第７項までの規定により算定した公宅料に相当する額が、平成27年４月１日において平成27年改正前の教育長訓令別表第１項第１号及び第２項から第７項までの規定によるものとした場合における公宅料に相当する額に1.3を乗じて得た額を超える場合には、当該乗じて得た額とする。

附　則

（施行期日）

１　この教育長訓令は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この教育長訓令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年３月31日までの間における公宅料（駐車場の貸付けに係るものを除く。以下同じ。）は、この教育長訓令による改正後の居住施設管理規程（以下「改正後の教育長訓令」という。）別表第１項第１号、第２項から第７項まで、第９項並びに第10項第１号及び第２号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公宅料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　平成27年４月から平成29年３月までの各月の公宅料　施行日においてこの教育長訓令による改正前の居住施設管理規程別表第１項第１号、第２項から第７項まで並びに第８項第１号及び第２号の規定によるものとした場合における公宅料（以下「改正前の公宅料」という。）に相当する額に、施行日において改正後の教育長訓令別表第１項第１号、第２項から第７項まで、第９項並びに第10項第１号及び第２号の規定によるものとした

場合における公宅料に相当する額と改正前の公宅料に相当する額との差額（次号において「差額」という。）の３分の１に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を加算して得た額（その額が毎年４月１日において改正後の教育長訓令別表第１項第１号、第２項から第７項まで、第９項並びに第10項第１号及び第２号の規定により算定した公宅料（次号において「改正公宅料」という。）に相当する額を超える場合は、当該相当する額）

(2) 平成29年４月から平成31年３月までの各月の公宅料　前号の規定により算定して得た額に、差額の３分の１に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を加算して得た額（その額が改正公宅料に相当する額を超える場合は、当該相当する額））

北海道教育委員会教育長訓令第７号

庁　中　一　般
所　管　機　関
（道立学校を除く。）

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成27年３月31日

北海道教育委員会教育長　立　川　　宏

教育庁職員等健康管理規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁職員等健康管理規程（昭和51年北海道教育委員会教育長訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第３(2)の表全職員の項備考の欄７中「40歳、42歳、44歳、46歳及び48歳の職員並びに50歳以上」を「40歳以上」に改める。

附　則

この教育長訓令は、平成27年４月１日から施行する。

告　　示

北海道教育委員会告示第15号

平成27年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考を次の要項により行う。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

平成27年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考実施要項

１　目的

この試験は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、甲板における業務に従事する船員を採用するために行うものです。

２　採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所
船員（甲板員）	１名	北海道教育庁渡島教育局実習船

３　採用予定日

平成27年７月１日

４　受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア　昭和54年４月２日以降に生まれた者で、平成27年７月１日から勤務が可能なもの

イ　学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

ウ　次の海技士資格について、いずれかの要件に該当する者

海技士資格	要　　件
五級以上の海技士（航海）	・現に資格を有している者 ・海技士国家試験のうち筆記試験に合格している者 ・船舶職員養成施設の課程を修了し、筆記試験が免除される者

エ　実習船勤務が可能な心身共に強健な者

(2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受験できません。

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
ウ　北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
エ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第５章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５　試験方法
(1) 筆記試験（作文）
(2) 口述試験（個別面接）

６　試験の日程及び会場
(1) 期日　平成27年５月22日（金）

10:15	集合
10:30～12:00	筆記試験（作文）
12:00～13:00	休憩
13:00～	口述試験（個別面接）

(2) 会場　北海道函館市美原４丁目６番16号
北海道渡島合同庁舎４階403号会議室

７　申込方法
次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局企画総務課あて提出してください。
(1) 申込書類
ア　北海道教育委員会職員（船員）採用選考申込書（所定の様式）
イ　最終学校の卒業（修了）証明書
ウ　上記「４　受験資格」の(1)のウに定める資格に関する証明書類（下表参照）

区　分	資格取得者	資格未取得者	
		筆記試験合格者	船舶職員養成施設の課程修了者
証明書類	海技免状の写し〔五級以上の海技士(航海)〕	筆記試験合格証明書の写し	課程修了証明書

※　アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからもダウンロードすることができます。
(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/)
なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角２号：Ａ４版が入る大きさ）を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	平成27年３月31日（火）から平成27年５月７日（木）まで	９時から17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送の場合	平成27年５月７日（木）の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注１　申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。
２　申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

８　採用の方法
採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

９　給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給します。
次の金額は、平成27年４月１日現在における新卒者の場合の例です。

学　歴	初任給	諸　　手　　当
大学卒	214,326円	期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	185,220円	
高校卒	161,896円	

※　初任給は採用者の経歴などを考慮のうえ、決定されます。
※　北海道では平成28年３月31日までの間、給与の独自縮減を実施しています。
（上記は減額後の金額です。）

10　その他
(1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
(2) 試験結果は、試験終了後７日以内に受験者に通知します。
(3) 申込後に、本試験を受験しない場合は、その旨11の問合せ先に連絡してください。

11　申込先及び問合せ先
〒041-8557
函館市美原４丁目６番16号
北海道教育庁渡島教育局企画総務課
電話　0138-47-9579（直通）

北海道教育委員会告示第16号

平成28年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

１　学 力 検 査 日　平成28年３月３日（木）
２　推薦入学面接日　平成28年２月12日（金）
３　合 格 発 表 日　平成28年３月16日（水）

北海道教育委員会告示第17号

平成28年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成28年１月９日（土曜日）とする。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

北海道教育委員会告示第18号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第３号の規定に基づく次の市町村立高等学校の位置変更の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
日 高 町	日高町立日高高等学校	平成27年４月１日	沙流郡日高町松風町１丁目124番地の１	沙流郡日高町松風町１丁目116番地の２	校舎改築に伴う移転

北海道教育委員会告示第19号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第４条の２の規定に基づく次の市町村立幼稚園の廃止の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　　称	廃止の時期	廃止の理由
伊　達　市	伊達市立さくら幼稚園	平成27年３月31日	募集停止による廃止
鹿　追　町	鹿追町立鹿追幼稚園	平成27年３月31日	認定こども園（幼保連携型）の開設に伴う廃止

北海道教育委員会告示第20号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第１号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の廃止の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　　称	廃止の時期	廃止の理由
室蘭市	室蘭市立絵鞆小学校	平成27年３月31日	新設するみなと小学校への統合による廃止
	室蘭市立桜が丘小学校	平成27年３月31日	
	室蘭市立武揚小学校	平成27年３月31日	
浦河町	浦河町立野深小学校	平成27年３月31日	荻伏小学校への統合による廃止
上ノ国町	上ノ国町立早川小学校	平成27年３月31日	滝沢小学校への統合による廃止
	上ノ国町立小砂子小学校	平成27年３月31日	
	上ノ国町立湯ノ岱小学校	平成27年３月31日	河北小学校への統合による廃止
せたな町	せたな町立玉川小学校	平成27年３月31日	北檜山小学校への統合による廃止
	せたな町立小倉山小学校	平成27年３月31日	
上富良野町	上富良野町立江幌小学校	平成27年３月31日	上富良野西小学校への統合による廃止
増毛町	増毛町立別苅小学校	平成27年３月31日	増毛小学校への統合による廃止
	増毛町立阿分小学校	平成27年３月31日	
猿払村	猿払村立浜猿払小学校	平成27年３月31日	鬼志別小学校への統合による廃止
稚内市	稚内市立稚内西小学校	平成27年３月31日	稚内中央小学校及び稚内南小学校への統合による廃止
津別町	津別町立本岐小学校	平成27年３月31日	津別小学校への統合による廃止
	津別町立活汲小学校	平成27年３月31日	
音更町	音更町立豊田小学校	平成27年３月31日	駒場小学校への統合による廃止
広尾町	広尾町立野塚小学校	平成27年３月31日	広尾小学校への統合による廃止
標茶町	標茶町立久著呂中央小学校	平成27年３月31日	沼幌小学校への統合による廃止
弟子屈町	弟子屈町立昭栄小学校	平成27年３月31日	弟子屈小学校への統合による廃止
根室市	根室市立昆布盛小学校	平成27年３月31日	落石小学校への統合による廃止
中標津町	中標津町立西竹小学校	平成27年３月31日	計根別小学校への統合による廃止
新ひだか町	新ひだか町立静内第二中学校	平成27年３月31日	静内中学校への統合による廃止
松前町	松前町立大島中学校	平成27年３月31日	松前中学校への統合による廃止
旭川市	旭川市立常盤中学校	平成27年３月31日	新設する中央中学校への統合による廃止
	旭川市立聖園中学校	平成27年３月31日	
	旭川市立北都中学校	平成27年３月31日	
士別市	士別市立温根別中学校	平成27年３月31日	士別中学校への統合による廃止
小平町	小平町立鬼鹿中学校	平成27年３月31日	小平中学校への統合による廃止
稚内市	稚内市立稚内西中学校	平成27年３月31日	稚内中学校及び稚内南中学校への統合による廃止
標茶町	標茶町立久著呂中央中学校	平成27年３月31日	標茶中学校への統合による廃止

北海道教育委員会告示第21号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第１号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の設置の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　　称	位　　置	設置の時期	設置の理由
室蘭市	室蘭市立みなと小学校	室蘭市港南町２丁目10番１号	平成27年４月１日	絵鞆小学校、桜が丘小学校及び武揚小学校の統合に伴う新設

旭　川　市	旭川市立中央中学校	旭川市10条通11丁目	平成27年４月１日	常盤中学校、聖園中学校及び北都中学校の統合に伴う新設

北海道教育委員会告示第22号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第３号の規定に基づく次の市町村立小学校の位置変更の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
根　室　市	根室市立厚床小学校	平成27年４月１日	根室市厚床２丁目193番地	根室市厚床１丁目218番地１	校舎改築に伴う移転
中標津町	中標津町立計根別小学校	平成27年４月１日	標津郡中標津町計根別北1条西1丁目１番地１	標津郡中標津町計根別本通東８丁目１番地１	校舎改築に伴う移転

北海道教育委員会告示第23号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第３号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の名称変更の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	変更前の名称	変更後の名称	変更の時期	変更の理由
中標津町	中標津町立計根別小学校	中標津町立計根別学園小学部	平成27年４月１日	計根別小学校、計根別中学校の校舎改築及び小中一貫教育を推進するための名称変更
	中標津町立計根別中学校	中標津町立計根別学園中学部	平成27年４月１日	計根別小学校、計根別中学校の校舎改築及び小中一貫教育を推進するための名称変更

北海道教育委員会告示第24号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第４号の規定に基づく次の市町村立の小学校分校及び中学校分校の廃止の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　　称	廃止の時期	廃止の理由
札　幌　市	札幌市立桑園小学校ひまわり分校	平成27年３月31日	桑園小学校院内学級の開設に伴う廃止
	札幌市立陵北中学校ひまわり分校	平成27年３月31日	陵北中学校院内学級の開設に伴う廃止

北海道教育委員会告示第25号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第４号の規定に基づく次の市町村立の小学校分校及び中学校分校の設置の届出を、受理した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

設置者	名　　称	位　　置	設置の時期	設置の理由
札　幌　市	札幌市立幌北小学校ひまわり分校	札幌市中央区北14条西５丁目	平成27年４月１日	幌北小学校院内学級の閉設に伴

				う新設
	札幌市立北辰中学校ひまわり分校	札幌市中央区北14条西５丁目	平成27年４月１日	北辰中学校院内学級の閉設に伴う新設

北海道教育委員会告示第26号

次の公印を、平成27年２月17日限りで廃止した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

公印の種別	規格	印影
北海道室蘭養護学校長の印	20㎜平方	

北海道教育委員会告示第27号

次の公印を改刻し、平成27年２月18日その使用を開始した。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

公印の種別	規格	印影
北海道室蘭養護学校長の印	20㎜平方	

北海道教育委員会告示第28号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第４条第１項の規定により、別記の有形文化財を道指定有形文化財に指定する。

平成27年３月31日

北海道教育委員会委員長　中　村　隆　信

別記

１　名　　称　　北海道家庭学校礼拝堂（ほっかいどうかていがっこうれいはいどう）
２　員　　数　　１棟
３　指定年月日　　平成27年３月31日
４　構造及び型式　　木造２階建　建築面積205.04㎡
５　建築年次　　大正８年
６　所　在　地　　紋別郡遠軽町留岡34番１
７　所　有　者　　社会福祉法人北海道家庭学校
８　指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第１条及び別表第１・建造物の部「建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもの」のうち「(1)意匠的に優秀なもの」及び「(3)歴史的価値の高いもの」による。

(2) 指定理由

北海道家庭学校礼拝堂は、大正期の教会堂の形態をとどめる希少な建物（大正８（1919）年竣工）であり、キリスト教精神を基本とする学校のシンボル的存在として現在も使用されている。また、建物全体は左右対称を基本とした伝統的な教会堂の形態を採用し、質素な木造の趣ながら、外観・内観とも細部に工夫を凝らした意匠がみられる。

以上のことから、当建物は建築意匠に優れ、かつ歴史的価値が高いものといえる。